

## 青森短期大学保育士養成課程規程

第1条 保育士の資格取得に必要な保育士養成課程を本大学に設け、地域創造学科子ども専攻の履修者にこれを受講させる。

2 保育士養成課程の受講定員は、1学年20名とする。

第2条 本課程で「保育士」の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則及び児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の規定に基づき、所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

第3条 本課程の授業、学科目および単位数は次の表1・2・3のとおりとする。

表1

告示による教科目				青森短期大学における教科の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
教 養 科 目	外国語、 体育 以外の 科目	不問	6 単 位 以 上	法学Ⅰ（日本国憲法含む）	講義		2	2
				ワードプロセッサ実習Ⅰ	実習	1		1
				ワードプロセッサ実習Ⅱ	実習	1		1
				倫理学Ⅰ	講義		2	2
				日本語表現法	講義		2	2
	外国語	演習	2単位	イングリッシュコミュニケーション入門	演習	2		2
	体育	講義	1単位	スポーツ教育	講義		2	2
実技		1単位	スポーツ	実技	2		2	

表1においては、必修科目の他にスポーツ教育を含め、計10単位以上修得しなければならない。

※ 告示：平成13年5月23日厚生労働省告示第198号「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」

表2

告示別表第2による教科目				青森短期大学における教科の開設状況等				
系列	単位数			左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の本質・目的の理解	17 単 位 以 上			児童福祉論Ⅱ	講義		2	2
保育の対象の理解に関する科目				発達心理学Ⅱ	講義		2	2
保育の内容・方法の理解に関する科目				保育課程総論	講義		2	2
				保育内容Ⅳ（健康・環境Ⅱ）	演習		2	2
				保育内容Ⅴ（言葉・表現Ⅱ）	演習		2	2
基礎技能				基礎技能（音楽・声楽）	演習		2	2
				スポーツ指導法（スキー）	演習		2	2
			スポーツ指導法（テニス）	演習		2	2	
			スポーツ指導法（水泳）	演習		2	2	
			スポーツ指導法（卓球）	演習		2	2	
			スポーツ指導法（体操）	演習		2	2	
保 育 実 習	保育実習Ⅱ	2	保育実習Ⅱ	実習		2	2	
	保育実習Ⅲ	2	保育実習Ⅲ	実習		2	2	

表2においては、各系列から1教科2単位以上、計19単位以上修得しなければならない。

※ 告示別表第2：平成13年5月23日厚生労働省告示第198号「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」第1条第2項に定める選択必修科目。

表3 ◎印は保育士養成課程における、必修科目

告示別表第1による教科目				青森短期大学における教科の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の目的の本質・理解	社会福祉	講義	2	社会福祉原論Ⅰ	講義	2		2
	社会福祉援助技術	演習	2	社会福祉援助技術演習	演習	◎	2	2
	児童福祉	講義	2	児童福祉論Ⅰ	講義	2		2
	保育原理	講義	4	保育原理Ⅰ	講義	2		2
				保育原理Ⅱ	講義	2		2
	養護原理	講義	2	養護原理	講義	2		2
教育原理	講義	2	教育原理	講義	◎	2	2	
保育に関する科目の理解	発達心理学	講義	2	発達心理学Ⅰ	講義	◎	2	2
	教育心理学	講義	2	教育心理学	講義	◎	2	2
	小児保健	講義 実習	5	小児保健Ⅰ	講義	◎	2	2
				小児保健Ⅱ	講義	◎	2	2
				小児保健実習	実習	◎	1	1
	小児栄養	演習	2	小児栄養	演習	◎	2	2
	精神保健	講義	2	精神保健	講義	◎	2	2
家族援助論	講義	2	家族援助論	講義	◎	2	2	
保育の内容・方法の理解	保育内容	演習	6	保育内容Ⅰ（健康・環境）	演習	◎	2	2
				保育内容Ⅱ（人間関係）	演習	◎	2	2
				保育内容Ⅲ（言葉・表現）	演習	◎	2	2
	乳児保育	演習	2	乳児保育	演習	◎	2	2
	障害児保育	演習	1	障害児保育	演習	◎	1	1
養護内容	演習	1	養護内容	演習	◎	1	1	
基礎技能	基礎技能	演習	4	基礎技能（音楽・器楽）	演習	◎	2	2
				基礎技能（図画・工作）	演習	◎	2	2
				基礎技能（体育）	演習	◎	2	2
保育実習	保育実習	実習	5	保育実習Ⅰ （事前・事後指導1単位含）	実習	◎	5	5
総合演習	総合演習	演習	2	保育総合演習	演習	◎	2	2

表3においては、上記の科目全て、計52単位を修得しなければならない。

※ 告示別表第1：平成13年5月23日厚生労働省告示第198号「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」第1条第1項に定める必修科目。

第4条 保育実習は特に協力を委嘱した保育所又は障害児施設等において、個別実習又は集団実習を行う。

2 表2及び表3にある実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実習施設の種別は次のとおりとする。

実習Ⅰ 保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

実習Ⅱ 保育所

実習Ⅲ 児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他、社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって、保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く）。

第5条 本課程を履修する学生は、保育士養成課程登録に際し、20,000円を納入するものとする。

なお、保育実習費は第1学年の終わりに保育実習申込書に15,000円を添えて提出するものとする。

附 則

本規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

本規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。